

鈴鹿医療科学大学研究推進委員会規程

(設置)

第1条 本学における研究活動の推進に向けて必要な対策等を協議するため、研究推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 副学長(大学院・研究担当)

(2) 大学院各研究科長

(3) 各学科・専攻から推薦された教員 1名

2 前項に規定する委員のほか、前項第1号の副学長(大学院・研究担当)が指名した専任の教職員を置くことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、その業務を統括する。

3 委員長は、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、各役職の任期とする。

2 第2条第1項第3号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じたとき補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議事項)

第6条 委員会は、第1条に規定する設置の目的を遂行するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 研究の推進についての全学的方針に関すること。

(2) 学内研究費の運営に関すること。

(3) 外部資金獲得に関すること。

(4) 研究支援体制の整備に関すること。

(5) 研究費の適正使用に関すること。

(6) 研究のブランド化の促進に関すること。

(7) 研究プロジェクトごとの自己点検・評価及び外部評価に関すること。

(8) 研究倫理に関すること。

(9) その他研究推進に必要なこと。

(協議結果の報告等)

第7条 協議した事案は大学協議会に報告し、必要に応じて大学協議会の審議に付すものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究振興課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、適用する。

附則

この規程は、令和 5 年 12 月 19 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。